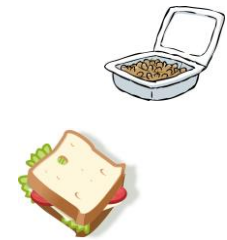


佐賀県GAPチェックシート【米、麦、大豆】



生産者記入欄		組織記入欄	
作物名		受理日	
生産者名		確認日	
住所		確認者名	
TEL.			
記入日			



1 食品安全を主な目的とする取組

区分	番号	必須/ 重要	取組事項	管理・適合基準	はい	いいえ	該当 しない	備考	
ほ場環境の 確認と衛生管理	1	重要	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等から汚染されないように対策をとっている。	ほ場及び隣接地の過去及び現在の用途(農用地、廃棄物・資材置場など)を確認している。					
				廃棄物は衛生上支障がないように処理している					
				農作物の製造・保管場所において、堆肥や原料ふんが散らからないよう清掃している。					
				大雨時、汚水の流れ込みを防ぎ、速やかに排水している。					
農薬の使用	2	必須	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材は使っていない。(法令上の義務)	容器又は包装に登録を受けた表示のある農薬以外を使用していない。					
				農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄していることを確認している。					
					同一の防除器具を複数の作物に使用する場合は、農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所に特に注意して、十分に洗浄している。				
					農薬の表示内容を守って農薬を使用している。 ①農薬を使用できる農作物、②使用量、③希釈倍数、④使用する時期(収穫前の使用禁止期間)、⑤使用できる回数(使用前に記録簿を確認する)、⑥有効期限、⑦使用上の注意				
					農薬の飛散による影響が予想される場合は、状況に応じて飛散が少ない形状の農薬や散布方法に変更し、又は飛散を抑制するノズルを使用し、もしくは散布を取り止めている。				
5	必須	農薬散布時は周辺作物への被害を回避している。(法令上の義務)	近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布を心がけている。						
			周辺農作物の栽培者に対して、事前に農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について連絡している。						

区分	番号	必須/ 重要	取組事項	管理・適合基準	はい	いいえ	該当 しない	備考
カドミウム濃度の低減対策	6	重要	過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認している。	(米) 高濃度のカドミウムを含む米穀が生産される可能性がある地域においては、出穂前後3週間の湛水管理などカドミウムの吸収抑制対策に取り組んでいる。				米
かび毒汚染の低減対策	7	重要	麦類では、カビ毒(DON・NIV(デオキシニバレノール・ニバレノール))汚染低減対策をとっている。	(麦) 以下の取組によりDON・NIV汚染低減対策を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・赤かび抵抗性の比較的高い品種の選択 ・前作の作物残さ等のほ場からの持出しやほ場中への確実なすき込み、輪作により赤かび病原菌の密度を低下させるなど赤かび病の耕種的防除の実施 ・ほ場の巡回等により生育状況を把握し、赤かび病の適期防除を実施 ・ほ場の巡回等により生育状況を把握し、適期に収穫を実施 ・収穫後の速やかな乾燥を実施 ・共同乾燥調整施設を利用する場合は、赤かび病被害粒の選別除去を実施 ・ほ場またはロット単位で収穫麦のDON含有濃度を測定 				麦
収穫以降の農産物の管理	8	必須	農産物は清潔で衛生的な取扱いをしている。(法令上の義務)	乾燥調製施設では高水分粒の長時間放置によるヤケ米等の発生等品質事故を防ぐため、貯蔵可能な水分含有率まで速やかに乾燥を実施している。				
				乾燥調製貯蔵施設では毎日定時に穀温を監視・記録し、穀温上昇の兆候が見られる場合は、直ちに貯蔵サイロ等ごとに全量ローテーションを実施している。				
				清潔かつ適切な維持管理のため、乾燥調製施設の清掃及び適切な補修を実施している。				
				農産物の取扱者の衛生管理を行っている。				
	自ら乾燥調製、貯蔵、出荷を行っている場合は、乾燥調製や貯蔵段階でかびを発生させないようにしている。							
	9	重要	収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策をとっている。	貯留ビンや搬入設備等に残留した原料の除去・清掃などを実施している。				

2 環境保全を主な目的とする取組								
区分	番号	必須/ 重要	取組事項	管理・適合基準	はい	いいえ	該当 しない	備考
農薬による環境 負荷の低減対 策	10	重要	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製している。	農薬の散布液が余ることがないように、必要な量だけを秤量して散布液を調製している。				
	11	重要	止水期間の水田からの農薬流出を防止する対策をとっている。	(米) 農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項等を遵守している(止水期間は1週間程度とすることが望ましい)。				米
				(米) 止水期間の農薬の流出を防止するために必要な水管理や畦畔整備等の措置を講じている。				米
	12	重要	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに取り組んでいる。	病害虫の発生源となる植物が繁茂している場合は、を除去している。				
	13	重要	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上で防除に取り組んでいる。	発生予察情報の入手、又は病害虫発生状況の観察により、病害虫の発生状況を把握した上で防除を行っている。				
	14	重要	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除に取り組んでいる。	必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行っている。 (例: 生物農薬の使用、性フェロモン剤の使用、対抗植物の導入、除草用機械の利用、べたがけ栽培・雨よけ栽培などの被覆技術の導入)				
15	重要	農薬散布時に周辺住民等への被害を回避している。	農薬の飛散による影響が予想される場合は、状況に応じて飛散が少ない形状の農薬や散布方法に変更し、又は飛散を抑制するノズルを使用し、もしくは散布を取り止めている。					
			近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選んで散布を心がけている。					
肥料による環境 負荷の低減対 策	16	重要	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥に取り組んでいる。	土壌診断結果を踏まえた減肥、又は県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を行っている。				
	17	重要	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用している。	堆肥を施用する場合は、適切に堆肥化されたものを使用している。				
				家畜ふん堆肥を製造する場合は、70℃の発酵が数日間続くように努めている。				
18	重要	水田代かき後の濁水流出を防止する対策をとっている。	(米) 浅水の状態で代かきの実施や、あぜぬり・あぜシートの利用等により水田からの濁水の流出防止に努めている。				米	

区分	番号	必須/ 重要	取組事項	管理・適合基準	はい	いいえ	該当 しない	備考
土壌の管理	19	重要	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理に取り組んでいる。	標準的な堆肥施用基準に則した堆肥の施用、又は稲わら等のすき込み、もしくは緑肥の栽培を行っている。				
	20	重要	土壌の侵食を軽減する対策をとっている。	降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合は、土壌の流亡等を防止するための対策(例:ほ場境界・法面等にマルチの設置、草木(景観作物、被覆作物含む)等を用いた植生帯等の設置)をとっている。				
廃棄物の適正な 処理・利用	21	必須	廃棄物は適正に処理している。(法令上の義務)	廃棄物(例:廃プラスチック、空容器、空袋)は適切に保管し、処理している。				
				自身で廃棄物を処理できない場合は、資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託している。				
				農業生産活動に伴う廃棄物は、認められる場合を除き、不適切に焼却していない。				
	住居が集合している地域において、悪臭が生じるものを焼却していない(ゴム、皮革、合成樹脂等)。							
22	重要	作物残さ等の有機物のリサイクルに取り組んでいる。	作物残さ等は、堆肥の原料、土づくり資材、家畜の飼料、畜舎の敷料等に利用している、又は、ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き、土づくりに利用している。					
エネルギーの節 減対策	23	重要	施設・機械等の使用では、不必要・非効率なエネルギー消費をしていない。	機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修をしている。				
生物多様性に 配慮した鳥獣被 害対策	24	重要	鳥獣を引き寄せない取組など、有害鳥獣による農業被害防止に取り組んでいる。	食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去等鳥獣を引き寄せない取組を実施している。				
				鳥獣を捕獲する場合は、鳥獣保護法等の関係法令を遵守している。				

3 労働安全を主な目的とする取組								
区分	番号	必須/ 重要	取組事項	管理・適合基準	はい	いいえ	該当 しない	備考
危険作業等の把握	25	重要	危険な作業等を把握している。	作業者は、危険性の高い機械作業、作業環境、危険箇所を把握している。				
				把握された危険箇所は作業者同士で共有している。				
農作業従事者の制限	26	重要	機械作業、高所作業又は農薬散布作業など適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者等に対する制限を行っている。	酒気帯び、病人、無資格者等に対する作業を制限している。				
				高齢者には作業分担の配慮をする等の対策を実施している。				
				1日あたりの作業時間の設定、休憩の取得等を実践している。				
服装及び保護具の着用等	27	重要	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管をしている。	安全に作業を行うため、農薬散布等危険作業を行う場合は、保護衣や防護具を着用し、適切に保管している。				
				保護衣や防護具は使用後に、適切に洗浄している。				
作業環境への対応	28	重要	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等をしている。	暑熱、寒冷環境における定期的な休憩の実施等の対策をとっている。				
				農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等を実施している。				
機械等の導入・点検・整備・管理	29	重要	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理をしている。	機械の使用前点検、使用後の整備、適切な管理、保管を実施している。				
機械等の利用	30	重要	機械、装置、器具等は適正に使用している。	機械、装置、器具等は、本来の目的以外に使用していない。				
				機械、装置、器具等について、取り扱い説明書等を熟読し、適正に使用している。				
農薬・燃料等の管理	31	必須	農薬、燃料等は適切に管理している。(法令上の義務を含む)	農薬は、冷涼・乾燥した場所で、関係者以外が立入らないように鍵のかかる場所に保管している。				
				毒劇物に指定されている農薬は、飛散・漏出を防止しており、容器・貯蔵場所への表示を行っている。				
				燃料は、火気がなく、関係者以外が立入らないように鍵のかかる場所に保管している。				
				燃料は、その種類ごとに適正な容器に入れている。				
施設の管理・運営体制の整備	32	重要	施設は適正に管理・運営を行い、また、施設の管理者とオペレーターとの責任分担は明確化している。	乾燥調製施設は、適正な管理及び運営を行っている。				
				乾燥調製施設の管理者とオペレータの責任分担を明確にしている。				
事故後の備え	33	必須	事故に備え、農業生産の維持・継続に向けた保険に加入している。(法令上の義務を含む)	個人経営において常時5人以上、又は法人経営において1名以上の雇用者がいる場合は、労働者災害補償保険に加入している。				

4 農業生産工程管理の全般に係る取組								
区分	番号	必須/ 重要	取組事項	管理・適合基準	はい	いいえ	該当 しない	備考
技術・ノウハウ (知的財産)の 保護・活用	34	重要	農業者自らが開発した技術・ノウハウ (知的財産)は保護・活用している。	自らが開発した知的財産(特許、実用新案、意匠、商標、育成者権等)がある場合は、保護し、また適切に使用している。 (例:開発した技術の特許・実用新案申請、育成した品種の品種登録、ブランド化した商品の商標登録)				
	35	必須	登録品種の種苗は適切に使用している。(法令上の義務)	登録品種の種苗を利用する場合は、権利者の許諾を得ている。				
情報の記録・保管	36	重要	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存している。	ほ場にかかる情報(位置や面積等)は適切に記録し、保存している。				
	37	重要	農薬及び肥料の使用に関する内容を記録し、保存している。	農薬の使用に当たっては、①使用日、②使用場所、③使用した農作物、④使用した農薬の種類又は名称、⑤農薬の使用量又は希釈倍率を記録し、適切に保存している。 肥料の使用に当たっては、①施用日、②施用場所、③施用した農作物、④施用した肥料の名称、⑤施用面積、⑥施用した量等の情報を記録し、適切に保存している。				
	38	重要	種子・苗、肥料、農薬等の購入伝票等を保存している。	種子・堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票を適切に保存している。				
	39	必須	農産物の取引等に関する内容の記録の作成・保存をしている。(法令上の義務を含む)	(米)以下を記録し保存している。 ①名称、②産地、③数量、④年月日、⑤相手方の氏名または名称、⑥搬入または搬出した場所、⑦用途限定米についてはその用途、⑧保管の時の時の温度及び湿度等の円滑な流通の確保に資する事項、⑨生産品の出荷又は販売先の所在地、⑩食品衛生法に係る検査を実施した場合の記録 (麦、大豆)以下を記録し保存している。 ①生産品の品名、②生産品の出荷先又は販売先の名称及び所在地、③出荷年月日又は販売年月日、④出荷量又は販売量(出荷先又は販売先ごと、1回又は1日ごと)、⑤食品衛生法に係る検査を実施した場合の記録				米
特定の米穀についての保管・処理	40	必須	用途限定米穀、食用不適米穀は適切に保管、販売・処分をしている。(法令上の義務)	(米)区分保管、票せんによる用途の掲示を行っている。				米
				(米)販売・譲渡した時の転用防止対策の実施を行っている。				米
				(米)廃棄又は食用に供しない物資の加工・製造用途に使用している。				米

区分	番号	必須/ 重要	取組事項	管理・適合基準	はい	いいえ	該当 しない	備考
生産工程管理 の実施	41	重要	以下の手順による生産工程管理に取り組んでいる。 ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定	栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、点検項目等を策定している。				
			②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存	点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存している。				
			③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存している。また、自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しを実施している。				
				自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検や、第三者(取引先)による点検、又は第三者による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用している。				
記録の保存期間	42	重要	上記の項目に関する記録について、以下の期間保存している。 ①米穀等の取引等に関する記録については原則3年間(法令上の義務を含む)	(米)米穀等の取引等に関する記録については3年間保存している。				米
			②米穀等の取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	(米)米穀等の取引等に関する記録以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存している。				米
		重要	上記の項目に関する記録について、以下の期間保存している。 ①麦、大豆の出荷に関する記録については1～3年間(保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定)	(麦、大豆)麦、大豆の出荷に関する記録については、取扱う食品等の流通実態に応じて、1～3年間保存している。				麦、大豆
			②麦、大豆の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	(麦、大豆)麦、大豆の出荷に関する記録以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存している。				麦、大豆